

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(金融機関の営業所等の長に提示する書類の範囲等)

第四条 省 略

2 前項に規定する住所等確認書類とは、次に掲げる書類（当該個人の氏名及び住所又は前条第四項第一号から第三号までに規定する場所の記載のあるものに限る。）をいう。

一 四 省 略

五 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

六 十 省 略

3 8 省 略

(国外送金等調書の提出方法等)

第十一条 省 略

2 国外送金等調書の提出をすべき者が法第四条第二項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項、第四項及び第七項第三号において「記載事項」という。）を同条第二項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、次項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定の例により、次項第二号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第四項及び第六項の規定の例による。

改 正 前

(金融機関の営業所等の長に提示する書類の範囲等)

第四条 同 上

2 同 上

一 四 同 上

五 国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

六 十 同 上

3 8 同 上

(国外送金等調書の提出方法等)

第十一条 同 上

2 国外送金等調書の提出をすべき者が法第四条第二項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項、第四項及び第七項において「記載事項」という。）を同条第二項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、次項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定の例により、次項第二号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第五項及び第七項の規定の例による。

- 3・4 省略
- 5 法第四条第二項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。
- 6・8 省略

(財産債務調書の記載事項等)

第十五条 財産債務調書（法第六条の二第一項に規定する財産債務調書をいう。第五項において同じ。）には、同条第一項本文又は第三項前段の規定に該当する者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）のほか、別表第三に定めるところにより、その者の有する財産の種類、数量、価額（令第十二条の二第二項に規定する財産の価額をいう。同表において同じ。）及び所在（令第十二条の二第二項において準用する令第十条第一項及び第二項並びに次項において準用する第十二条第二項及び第三項の規定による財産の所在をいう。同表において同じ。）並びに債務の金額（令第十二条の二第二項に規定する債務の金額をいう。同表において同じ。）その他必要な事項を記載しなければならぬ。

- 2 第十二条第二項及び第三項の規定は、法第六条の二第一項及び第三項の財産の所在について準用する。
- 3 省略
- 4 第十二条第五項の規定は、財産に係る令第十二条の二第二項に規定する時価に準ずるものとして財務省令で定める価額について準用する。この場合において、第十二条第五項中「第五条第一項」とあるのは、「第六条の二第一項又は第三項」と読み替えるものとする。
- 5・6 省略

別表第一（第十二条関係） 国外財産調書の記載事項

	区分	記載事項	備考
(一) 土地	省略	省略	省略
(二) 建物	省略	省略	省略

- 3・4 同上
- 5 法第四条第二項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。
- 6・8 同上

(財産債務調書の記載事項等)

第十五条 財産債務調書（法第六条の二第一項に規定する財産債務調書をいう。第五項において同じ。）には、同条第一項本文の規定に該当する者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）のほか、別表第三に定めるところにより、当該者の有する財産の種類、数量、価額（令第十二条の二第二項に規定する財産の価額をいう。同表において同じ。）及び所在（令第十二条の二第一項において準用する令第十条第一項及び第二項並びに次項において準用する第十二条第二項及び第三項の規定による財産の所在をいう。同表において同じ。）並びに債務の金額（令第十二条の二第二項に規定する債務の金額をいう。同表において同じ。）その他必要な事項を記載しなければならぬ。

- 2 第十二条第二項及び第三項の規定は、法第六条の二第一項の財産の所在について準用する。
- 3 同上
- 4 第十二条第五項の規定は、財産に係る令第十二条の二第二項に規定する時価に準ずるものとして財務省令で定める価額について準用する。この場合において、第十二条第五項中「第五条第一項」とあるのは、「第六条の二第一項」と読み替えるものとする。
- 5・6 同上

別表第一（第十二条関係） 国外財産調書の記載事項

	区分	記載事項	備考
(一) 同上	同上	同上	同上
(二) 同上	同上	同上	同上

(五) その他の財産	(四) (四)、(五)及び(六)に掲げる財産以外の動産	(三) 貴金屬類	(二) 書画骨とう及び美術工芸品	(一) 未収入金（受取手形を含む。）	(十) 貸付金	(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利	(八) 未決済信用取引等に係る権利	(七) 匿名組合契約の出資の持分	(六) 有価証券	(五) 預貯金	(四) 現金	(三) 山林
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

(五) 同上	(四) 同上	(三) 同上	(二) 同上	(一) 同上	(十) 同上	(九) 同上	(八) 同上	(七) 同上	(六) 同上	(五) 同上	(四) 同上	(三) 同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

備考 一・二 省略

三 この表に規定する「取得価額」については、法第六条の二第五項の規定により同条第一項に規定する財産債務調書への記載を要しないものとされる場合に記載すること。

四 省略

## 附則

### (施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十一条第二項の改正規定、第十五条の改正規定及び別表第一の備考三の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

### (経過措置)

2 国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第一百五号）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「掲げる書類（）」とあるのは、「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳（）」とする。

備考 一・二 同上

三 この表に規定する「取得価額」については、法第六条の二第二項の規定により同条第一項に規定する財産債務調書への記載を要しないものとされる場合に記載すること。

四 同上